

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

佐賀国民年金 事案 492

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年3月まで

昭和47年4月に両親が手続を行って国民年金に加入し、国民年金保険料も両親が納付組織の集金により納付していた。

社会保険庁(当時)から年金加入記録が送付されてきたので確認したところ、申立期間において国民年金加入記録が漏れていたため、国民年金に加入していた旨を回答したが、社会保険庁では申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できないとのことであった。

申立期間中はAに勤務していたので、B共済組合から退職一時金を受給した記憶はあるが、申立期間の国民年金保険料の還付金を受領した記憶は無く、同期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳、C市及びD町(現在は、E市)の被保険者名簿並びに特殊台帳により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間においてB共済組合の組合員期間であるため、国民年金法上、申立期間は国民年金に加入できない期間であることから、オンライン記録により申立期間の国民年金保険料の納付済記録が取り消されていることが確認できるが、特殊台帳において申立期間の国民年金保険料が還付されたことが確認できない。

さらに、B共済組合の組合員であった申立期間は、B共済組合退職一時金が支給され年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされない上、申立人が保険料を納付してから既に30年以上が経過していることを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、被保険者

となり得ないことを理由に申立期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1019

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月10日に支給された賞与において、13万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を13万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

昭和59年12月からA社でパートタイマーとして勤務し始め、平成16年4月から同社に正社員として採用された。平成16年12月に支給された賞与については、当時の支払明細書に厚生年金保険料が控除されている旨の記載があるが、社会保険事務所（当時）によると、当該賞与に係る記録が無いとされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の賃金台帳及び申立人が所持する賞与支払明細書から、申立人は、平成16年12月10日に支給された賞与において、13万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与支払届を提出し、保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる当時の資料は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月20日から20年8月27日まで
昭和18年6月から20年8月までの間、A社で勤務した。平成9年頃、社会保険事務所(当時)に、同社に係る年金記録を問い合わせたところ、脱退手当金が支給されているとの回答を得たが、脱退手当金を受給した記憶は無く、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後2ページに記載されている者で、申立人に係る資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失している同僚74人(申立人を除く。)のうち脱退手当金の支給記録がある者は5人と少なく、当該5人及び申立人に係る脱退手当金の支給日は、資格喪失日から約10か月後又は約1年後となっていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、申立人は、A社を退社した後の状況について、「実家に戻った後、母の具合が悪くなり、母親の世話をするようになった。母の病状が快復し、職を探し始めたが、その間、A社の関係者とは連絡をとっていないし、社会保険事務所にも行っていない。」と供述していること、申立期間当時における同僚2人及び申立人は「会社を退職する際、会社から脱退手当金の説明はなかったし、脱退手当金の制度を知らなかった。」と供述していること、及び申立人は、申立期間の脱退手当金支給日から約3か月後に再就職しており、厚生年金保険の被保険者になっていることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 28 日から 41 年 1 月 21 日まで
老齢基礎年金の裁定請求を行った際、A社で勤務していた昭和 35 年 3 月 28 日から 41 年 1 月 21 日までの期間について、脱退手当金が支給されていることになっているのを知った。脱退手当金を受給した記憶は無く、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記載があるページに記載されている同僚9人のうち8人は、申立人の同社に係る被保険者資格喪失日前後2年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の支給記録があるところ、当該8人には同名簿上に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記載されているが、申立人には「脱」の表示が記載されていない。

また、B町の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和41年1月26日に国民年金に加入し、同年1月から3月までの国民年金保険料を同町で納付していること、同年3月13日付けでC町に転出していることが確認できることから、申立人の「会社を退職した後すぐに国民年金の加入手続を行った。」とする供述に不自然さはなく、申立人の年金に対する意識の高さがうかがえるとともに、申立人は脱退手当金が支給されたとされる時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることから、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年3月まで

昭和63年9月に会社を退職した後の国民年金保険料は納付しなかったが、平成元年4月ごろ、A町（現在は、B市）役場から、未納のままだと国民年金を受給できなくなるため、保険料を納付するようとの督促があった。

就業時間後の役場窓口で、4万円から5万円位の国民年金保険料を納付した記憶があり、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入年月日は、被保険者名簿及びオンライン記録によると、平成9年9月30日とされており、基礎年金番号による国民年金の加入手続が行われたことが確認できるが、申立人の基礎年金番号は、昭和61年4月の厚生年金保険加入時に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号であり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を納付した記憶はあるものの、国民年金の加入手続に関する記憶は明確でなく、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から55年3月まで
昭和54年1月から55年3月までの期間は国民年金の未加入期間となっているが、54年1月、A町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料は55年4月ごろ役場窓口で一括して納めた。
申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び被保険者名簿によると、申立人が昭和53年4月10日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、申立期間中に国民年金に加入したとする記録は無く、申立期間中に申立人が国民年金に加入していた形跡をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間において、申立人の夫は共済組合の組合員期間であるため、妻である申立人は国民年金の任意加入対象者となる上、国民年金の未加入期間とされていることから、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されることは無く、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 5 月 23 日まで
(A社)
② 昭和 35 年 5 月 23 日から同年 10 月 21 日まで
③ 昭和 36 年 1 月 5 日から同年 4 月 9 日まで
④ 昭和 36 年 4 月 17 日から 42 年 3 月 21 日まで
(②、③、④B社)

社会保険事務所(当時)に問い合わせたところ、昭和 42 年 8 月 9 日付けで脱退手当金が支給されているという回答を得たが、脱退手当金を受給した記憶は無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の記録がみられるページ及びその前後 15 ページに記載されている女性で、申立人の被保険者資格喪失月である昭和 42 年 3 月の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、資格喪失時に厚生年金保険加入期間が 24 か月間以上あった者が 26 人(申立人を除く。)、直後に厚生年金保険に再加入をしている 17 人を除く 9 人のうち、オンライン記録に脱退手当金の支給記録がある者は 6 人おり、当該 6 人全員について、被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されていることが確認できる。

また、申立人と同時期にB社に係る被保険者資格を喪失し、申立人と同日付けで脱退手当金が支給されている同僚は、「会社の担当者から、脱退手当金を受給すると将来の年金額が減ると聞いたが、会社に対し、脱退手当金の請求をお願いした。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、事業主による代理請求がなされていた可能性がうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名が記載されている欄に「脱」の表示が記されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金に係る算定期間は、請求時点以前のすべての厚生年金保険被保険者期間を含んでおり、その支給額は法定支給額と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 3 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 62 年 5 月 3 日から A 事業所 B 支部の C 支所に、D 職種として勤務した。社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録照会をしたところ、同支部での資格取得日が同年 7 月 1 日になっており納得がいかない。

当時の辞令書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所 E 課が保管する人事記録、C 支所が提出した申立人記載の履歴書及び申立人が所持する辞令書により、申立人が昭和 62 年 5 月 3 日から 63 年 3 月 29 日までの期間、A 事業所 B 支部管内の C 支所に D 職種として勤務したことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、C 支所において給与計算等の事務を担当した職員は、「D 職種は任用期間が短期間に指定されており、任用期間によって厚生年金保険の加入がまちまちだったと思う。申立人の厚生年金保険の加入について詳しいことは覚えていないが、厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、厚生年金保険に加入させないことはなかったと思う。」と供述している。

また、オンライン記録において、申立人と同じ期間の厚生年金保険の加入記録（昭和 62 年 7 月 1 日資格取得、63 年 3 月 30 日喪失）がある同僚の上記の人事記録は、昭和 62 年 4 月 9 日付けで D 職種として任用となっていることから、当該同僚は、勤務してから 3 か月間は厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間及びその前後 1 年の期間にお

いて、A事業所B支部に係る健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A事業所E課及びB支部は、申立期間当時の賃金台帳を保管しておらず、また、申立人も給与明細書等を所持していないため、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。